

## 契約説明書

入札順 2

工事名	大崎上島町(木江)木造家屋解体工事
工事場所	豊田郡大崎上島町木江
入札(予定)年月日	令和8年2月24日(火) 13時30分
入札場所	大崎上島町役場本庁入札室
予定期	着手 契約締結の日の翌日 完成 令和8年3月31日
特約事項	前金払 : 有 (4/10以内) 中間前金払 : 有 (2/10以内) 部分払 : 無
最低制限価格	有
契約保証金	要
その他	・大崎上島町財務規則、建設工事執行規則及び建設業法等関係法令の定めるところによる。

# 入札条件

## 1 入札保証金

大崎上島町財務規則第98条第2項の規定により、免除する。

## 2 契約保証金

- (1) 請負人は、契約の締結と同時に次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、(オ)の場合においては、履行保証保険締結後、直ちにその保険証券を町長に寄託しなければならない。
  - (ア) 契約保証金の納付
  - (イ) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
  - (ウ) 契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - (エ) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - (オ) 契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額及び保証の額は、請負代金額の10分の1とする。
- (3) 契約保証金及び契約保証金の納付に代えて提供された担保は、契約履行完了後に還付する。なお、契約保証金については、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了したのち、契約の相手方から入札（契約）保証金還付請求書の提出を受けてこれと引換えに還付するものとする。
- (4) 契約保証金には、利子は付かない。

## 3 入札執行上の注意事項

- (1) 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除き、入札室の出入りを禁止する。
- (2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。
- (3) 入札室には入札に必要な者以外は入室してはならない。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合又は共同企業体を結成している場合は2名まで入室を可とする。
- (4) 入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
- (5) 提出された入札書及び工事費内訳書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とし、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 4 代理入札

入札者の代理人として入札しようとする者は、あらかじめ委任状を提出して代理人として確認を受けなければならない。

## 5 工事費内訳書について

- (1) この工事は、入札参加者から入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。入札の際

に、工事費内訳書の提出がない場合、入札に参加することができない。

工事費内訳書の提出方法等については、書面により工事費内訳書を作成し、次の事項を記載し、入札書を提出する際に提出すること。

(ア) 提出者の商号又は名称及び代表者名

(イ) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び場所

(2) 工事費内訳書については、本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載を求めるが、様式は指定しないものとする。

(3) 提出された工事費内訳書が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、その者が行った入札を無効とする。

(ア) 記名押印がない場合

(イ) 工事名に誤りがある場合

(ウ) 本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載がない場合

(エ) 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合

(4) 入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。

(5) 入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められる場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出するものとする。

(6) 工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

(7) 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

## 6 落札者の決定

(1) 落札者は、町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格の設定のある場合は、予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、くじ引きを拒否することはできない。

## 7 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札を無効にする。

(1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 工事名に誤りがある場合

(3) 記名押印のない入札

(4) 金額を訂正した入札

(5) 入札が取り消すことができる無能力者の意志表示であるとき。

(6) 契約担当職員が定めた入札に関する条件に違反したとき。

(7) 入札者が2以上の入札をしたとき。

(8) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をして入札をしたとき。

(9) 入札者が連合（談合）して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。

(10) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

(11) 工事費内訳書の提出がないとき。

## 8 再度入札

再度入札は、行わない。

## 9 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札時までいつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次に掲げるところにより行うものとする。
  - (ア) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
  - (イ) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

## 10 入札の打ち切り

指名競争入札を打ち切る場合は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、指名を受けた者が1人を残し他の指名を受けた者が辞退した場合
- (2) 入札中（再度入札を除く。）にあっては、入札参加者1人を残し他の参加者が辞退し又は無効となった場合

## 11 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年度法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する「対象建設工事」（下記《対象建設工事の定義》参照）を請け負おうとする者は、法第12条第1項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から4日以内に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明した後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」は、別紙様式（13条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化に要する費用」は、特定建設

資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとすること。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（1品目以上）

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80m <sup>2</sup> 以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500m <sup>2</sup> 以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築に係る床面積をいう。

## 12 現場代理人届並びに工程表の届出

現場代理人届並びに工程表については、契約締結後14日以内に届け出ること。

## 13 建設業退職金共済制度について

受注者は、工事に係る建設業退職金共済制度における共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入した場合（工事請負契約の変更等により追加購入した場合も含む。）は、購入状況を工事完成時までに発注者に書面で報告するものとする。この報告に当たっては、共済証紙を販売する金融機関が発行する発注者用掛金収納書を添付するものとする。

## 14 その他の留意事項

- (1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (2) 建設業法に違反する一括下請契約、いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態により工事を実施する等契約当事者間の信頼を損なう行為は行わないこと。
- (3) 入札に際し、不正な行為又は疑惑を招く行為は行わないこと。

## 15 質問書の提出

入札に参加しようとする者は、入札閲覧仕様書（契約条項、仕様書、図面等をいう。）に関して質問がある場合は、次により入札閲覧仕様書に関する質問書を提出することができる。

(1) 提出方法

書面又はFaxにより大崎上島町総務課行政係に提出すること。

(2) 提出期限

原則、質問書は、入札日の前週金曜日（入札日が月曜日又は月曜日が閉庁日の場合は、前週木曜日）の午前中までに提出すること。

大崎上島町

令和7年度

大崎上島町(木江)木造家屋解体工事

豊田郡大崎上島町木江

当 初

【当初工事概要】

2階建て 木造 300m<sup>2</sup>(1階 200m<sup>2</sup> 2階 100m<sup>2</sup>) 解体工事









番号	名 称	摘要	数量	単位	単 価	金 額	備 考
4	発生材処理工事						
	【とりこわし発生材積込】						
	発生材運搬	コンクリート類	19.80	m3			
〃		木材類 再資	21.10	m3			
〃		木材類 焼却	6.90	m3			
〃		ボード類	0.80	m3			
〃		ボード類 アスベスト含有	0.10	m3			
〃		繊維くず	2.60	m3			
〃		陶器類	0.50	m3			
〃		がれき類	22.90	m3			
〃		廃プラ類	1.20	m3			
〃		ガラス類	0.40	m3			
〃		金属くず	1.20	m3			
〃		土壁・瓦下地土	10.00	m3			
	【とりこわし発生材運搬】						
	発生材運搬	コンクリート類	19.80	m3			
〃		木材類 再資	21.10	m3			
〃		木材類 焼却	6.90	m3			
〃		ボード類	0.80	m3			
〃		ボード類 アスベスト含有	0.10	m3			
〃		繊維くず	2.60	m3			
〃		陶器類	0.50	m3			
〃		がれき類	22.90	m3			
〃		廃プラ類	1.20	m3			
〃		ガラス類	0.40	m3			
〃		金属くず	1.20	m3			
〃		土壁・瓦下地土	10.00	m3			
	発生材島外搬出費		1.00	式			
	【とりこわし発生材処分】						





# 大崎上島町（木江）木造家屋解体工事

解体建築図リスト			
図番	図面名称	縮尺	図番
解体-01	特記仕様書1	-	解体-04
解体-02	特記仕様書2	-	解体-05
解体-03	配置図 付近見取り図	1/200	仕上表 平面図 屋根伏図
			1/200

I 工事概要		項目		特記事項		項目		特記事項	
1 工事名称	大崎上島町（木江）木造家屋解体工事	I 一般共通事項	⑧ 工事工程表 (1. 2. 1)	(3) 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。 なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。	I 一般共通事項	⑳ かし担保調査	竣工後、発注者からかし担保調査（建設工事請負契約款第41条に定める期間内）の連絡があった場合には、調査に協力すること。		
2 工事場所	大崎上島町 木江	⑨ 施工計画書 (1. 2. 2)	検査期間としての14日間を含んだ工程とし、工事全体を把握して作成し、監督職員の承諾を受ける。	⑳ 家電リサイクル法対象機器の処分	特定家庭用機器再商品化法（平成10年6月5日法律第97号）に指定する機械機器を処分する場合は、同法に基づき処理を行うこと。また、工事完了後に管理票の写しを提出すること。				
3 構造・規模	木造 2階	⑩ 施工条件 (1. 3. 5)	建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、建設副産物適正処理実施要領に基づき事前調査のうえ、事故防止及び環境保全に十分配慮した解体工法並びに建設廃棄物の処理等について具体的に定めた施工計画書を作成し、あらかじめ監督職員に提出し承諾を得ること。 (仮設計画、安全・環境対策、工程計画、解体計画、発生材の処分計画)	㉑ 完成時の提出図書 <1.8.1~3> < >は公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の該当項目を示す	○竣工図： 1部（A3縮小二つ折り製本： 1部、 CD-R： 1部） ○完成図書 1部 竣工図は残置及び設置工作物等、工事完了時に敷地内に存する物（埋設物も含む）の種類、位置及び供給管の切断箇所等の今後当該敷地を管理していく上で必要な事項を明記した配置図を作成し、提出すること。				
4 工事種目	(1) 建物解体・撤去工事一式	⑪ 安全確保 (1. 3. 6 ~ 1. 3. 8)	(1) 作業時間は、原則午前8時半から午後5時までとし、通学時間帯を考慮すること。 なお、時間変更する必要がある場合は監督職員の承諾を受けること (2) 日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。 (3) その他図示による	㉒ 試掘	地中に解体撤去すべき工作物等がないことを確認するため、次の時期及び方法により試掘を行う。 試掘時期 ※ 完成検査時 試掘方法 ※ 機械掘削 ・ 人力掘削 なお、試掘は建築物1棟ごとに1箇所以上、外構（排水施設、舗装等）で1箇所以上行い、試掘する箇所については、検査員の指示による。				
5 別途工事									
6 公衆災害防止措置	ア 工事に際し、工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産の危害、並びに迷惑を防止するために必要な措置をとること。 イ 上記について、「建設工事公衆災害防止要綱（平成5年1月12日付 建設事務次官通達）」に基づき実施すること。								
7 現状復旧	工事に際し、隣接建物等に損傷を与えた場合は、速やかに現状復旧を行うこと。								
8 その他	(1) この工事の施工に際し、やむを得ず工事の一部（主体的部分を除く）を第三者に請け負わせようとする場合は、原則として広島県内に主たる営業所・本店を有する業者に発注するものとする。 (2) 解体仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法等を明示している場合において、それらが、関係法令等（条例含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1.1.13）を優先する。 (3) 本工事の場合には工事中下記に示す調査を行うため、発注者より連絡があれば対応すること。 ・ 公共事業労務費調査……工事中に実施（調査票等の記入提出、発注者の調査実施への協力等） (4) 本工事の着手は監督職員の指示を受けて着手すること。								
II 解体工事仕様									
1 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（令和5年版）（「解体仕様書」という。）による。	(3) 项目欄に記載の（ ）内番号は共通仕様書の該当項目を示す								
2 特記仕様	(1) 项目は番号に○印のついたものを適用する。 (2) 特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のつかない場合は*印のついたものを適用する。 ○印と*印がついた場合は○印のついたものを適用する。 ○印と*印がついた場合は、共に適用する。								
項目		特記事項							
I 一般共通事項	⑫ 工事の記録 (1. 2. 3)	下記のものを監督職員に提出する。工事中写真及び完成写真の作成は「工事写真撮影ガイドブック（建築工事編及び解体工事編）」によるものとする。 (1) 工程写真 工事の進捗に伴い工事全体状況及び主要工程の写真（カラー・サービス版）を期間別工事工程報告書に添付するものとする。 (2) 工事中写真 全般的な解体工事の状況、建設副産物処理及び事前措置、解体手順の各段階における施工が完了した写真、水中又は地下に埋設される部分、分別解体を行っていることが確認できる状況写真、その他工事終了後では確認できない事項、その他監督職員が指示する箇所は、A4版写真台紙にまとめて完成検査日までに提出するものとする。 なお、基礎や地下構造物等の撤去については、撤去物の全般に亘り、その位置・深さが明確に分かり撤去前と撤去後の状況が確認できる写真とすること。 【提出部数】：1部 (3) 完成写真 着工前及び完了時の状況を同一方向から撮影したものを提出すること。 (撮影箇所) 不要 (写真規格) ・カラーサービス版 ・カラーキャビネ版 ・ (規格・提出部数) ・A4版クリアファイル 部 ・A4版写真台紙 部 ・アルバム 部 (4) その他の写真 隣接建物等に損傷の恐れがある場合は、施工前、施工後の写真を監督職員の指示により提出すること。 (5) 保管 工事写真の内は工事完成後、発注者において2年間保管すること。 工事用電力設備の保安責任者として関係法令等に基づく有資格者を定め、監督職員に報告する ○電気保安技術者 *適用しない *適用する	⑬ 電気保安技術者等 (1. 3. 3 ~ 1. 3. 4)	① 事前措置 (3. 2. 1)	(1) 給水管、ガス管、電気ケーブル、下水道等の供給管等の切断及び樹、配管等の撤去は本工事に含む。 ① 配管等の切断及び汚水管、排水管等の末端処理については、供給者と事前に協議すること。 ② 水道、ガス、下水等の切断位置等は木杭等で明示する。また、記録を残し監督職員に提出する。 ③ 配管等の切断位置や、切り回し必要箇所等は図示による。				
② 設計図書の優先順位	(1) 現場説明に対する質問回答書 (2) 現場説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 共通仕様書	⑭ 近隣との折衝 (1. 3. 6)	② 撤去するおそれのある付属物は撤去すること。 (3) 体に際して周辺環境に害虫等による影響が予想される場合は、撤去すること。 (4) 電気設備のコンデンサ等は残電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。 (5) 衛生器具等は、十分に洗浄を行い、汚水、汚物等による異臭の発生を防止する。 (6) 処理槽等の解体に係る汚水及び汚物等の残留物は、施設管理者が回収、洗浄等を行うため、時期等について協議すること						
③ 官公署その他への届出手続等 (1. 1. 3)	工事の着手、施工、完成に当たり、関係機関への必要な手続等を遅滞なく行うこと。また、これらの手続等を行うに当たっては、届出内容についてあらかじめ監督職員に報告すること。なお、手続等に要する費用は発注者の負担とする。	⑮ 施工の検査 (1. 5. 4)	③ 解体施工 (3. 2. 1)	(1) 基礎の解体撤去は、騒音・振動等に配慮して分別解体し、砂利地業・割り石まで行なうこと。 (2) 杭の解体 *・残置させる *・解体する (・引き抜き工法 *・破碎工法 *・) ① 杭を残置する場合は、杭の種別・杭径、杭の位置、杭頂部高さ、深さ等の記録を整備し、写真と共に監督職員に提出する。 ② 残置杭の中、杭の破碎跡は、現場発生の良質土で埋め戻すこと。 ③ 残置する杭頭は、キャップ等で被いコンクリートを打設すること。					
④ 別契約の関連工事 (1. 1. 7)	本工事は別契約の工事に施工上密接に関連するため、監督職員の調整に協力すると共に、工程計画及び工事用車両の出入り等について当該工事関係者と十分調整し、工事の円滑な施工に努めること。	⑯ 中間技術検査 (1. 6. 2)	④ 構内舗装等 (3. 1. 1. 1)	(1) アスファルトコンクリート及びコンクリート等の解体は本工事とし、分別解体する。 (2) 樹木等の伐採伐根及び移植 *有り (図示による) *無し					
⑤ 表示板の設置	現場の見えやすい位置に、監督職員が指示する次の表示板及び建設業法その他法令等に定める表示板を掲げること。 *工事概要等の表示板 (900mm×600mm)	⑰ 工程報告	⑤ 地下埋設物 (3. 1. 2. 1)	⑤ 撤去する地下埋設物 ・浄化槽 ○排水管 *・ハンドホール *・オイルタンク ○埋設廃棄物 *・ 上記以外で設計図書に記載されていない地下埋設物の存在を確認した場合は、監督職員に報告し、対応策を協議すること					
⑥ 工事実績情報の登録 (1. 1. 4)	受注者は、受注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）に基づき、受注、変更、竣工、訂正時に工事実績情報として「工事実績データ」を作成し、監督職員の確認を受けた後に登録機関に登録申請し、登録機関発行の「登録内容確認書」を監督職員に提出しなければならない。また、途中変更時の登録が必要な場合は、工期の変更、技術者の変更があった場合とする。	⑱ 埋設物等の報告							
⑦ 発生材の処理等 (1. 3. 1. 0) (4. 1. 3 ~ 4. 5. 1)	・引渡しを要するもの (*・PCBを含む機器類、PCB含有シリコン材、) ○次の建設廃棄物は上記によるものを除き再資源化する (1) 建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物及び建設発生土 (*建設発生土 ○コンクリート塊 ○アスファルトコンクリート塊 ○建設発生木材) (2) 金属類 (3) 小型二次電池 ○その他建設廃棄物の再資源化 *無し ○有り ○蛍光ランプ、HDランプ ○硬質塩化ビニル管、継手) ・指定建設資材廃棄物 (木材が廃棄物となったもの) の廃棄 *無し *有り ・再資源化された建設廃棄物の現場での利用 *無し *有り ( ) ・産業廃棄物広域認定制度の適用 *無し *有り ( ) ・処理に注意を要する建設廃棄物 *無し *有り (CCA処理木材 *ひ素、カーボン含有石膏ボード) (1) 本工事で発生した建設廃棄物は、広島県（環境県民局）及び保健所設置政令市（広島市、呉市、福山市）が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設（許可対象とならない中間処理施設にあっては、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設）で処理すること。ただし、建設廃棄物が破碎等（選別を含む）により、有用物となつた場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。（原則、県内処分） (2) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前記(4)に掲げる施設のうち受入条件が合うものの中から、運搬費と受け費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。従って、正当な理由がある場合を除き再資源化に要する費用（単価）は変更しない。	⑲ 地下埋設物調査							

項目		項目		特記事項		項目		特記事項										
解体施工	6 埋設配管 (3. 12. 1)	○撤去・存置	V 石綿含有建材の除去及び処理	2 石綿粉じん濃度測定 (6. 1. 4) <9. 1. 1>	* 石綿粉じん濃度測定を行い、記録し監督職員に報告する。 測定方法は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）最新版による。 測定点の取り方 (1) 処理作業前 ・処理作業室内（点） ・施工区画周辺又は敷地境界（点） (2) 処理作業中 ・処理作業室内（2点） ・施工区画周辺又は敷地境界（4点） (3) 処理作業後（離隔シート撤去前） * 処理作業室内（2点） ・施工区画周辺又は敷地境界（4点）	V 石綿含有建材の除去及び処理	5 石綿含有保温材等の除去 (6. 4. 1~6. 4. 5) <9. 1. 4>	(4) 確認及び後片付け（6. 3. 4） ①除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。 ②監督職員の立会いのうえで、除去及び封じ込め等が十分に行われたかを、目視により確認する。 ③養生用のプラスティックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。 ④壁面等の養生用のプラスティックシートの撤去は、負圧除じん装置を十分に吸引・ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、沈降した時点で行う。なお、シートは、取り外して粉じん飛散を内側にして折りたたみ、プラスティック袋に入れる。 ⑤養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体搬出する。 ⑥床養生用ブランディングシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスティック袋に入れる。 ⑦養生用のプラスティックシート等の廃棄物は、4 (1) (6)により処理等を行う。 ⑧後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。 (1) 養生等（6. 4. 2） ①石綿含有保温材等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。 ②作業場の隔離（・行う * 行わない） ※石綿含有保温材等の除去にあたり、搔き落し・破碎・切断による方法の場合は、作業場の隔離を行うこと。 ※作業場の隔離を行う場合は、4「石綿含有吹き付け材の除去」を適用する。 (2) 除去工法（6. 4. 3） * 粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に手はらし・石綿含有吹き付け材の除去による 除去物の処理（* 密封処理（二重袋梱包）・セメント固化） (3) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等（6. 4. 4） 4「石綿含有吹き付け材の除去」（3）除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。 (4) 確認及び後片付け（6. 4. 5） 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃し、監督職員立会いのうえで、除去が十分に行われていることを目視により確認する。 (1) 養生等（6. 5. 1） 石綿含有成形板の除去（6. 5. 1~6. 5. 5） <9. 1. 5> 石綿含有成形板の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。 (2) 除去工法（6. 5. 3） ①原則、敷水等により湿潤化した後に手はらしで行い、やむを得ず破壊しなければならない場合は十分に湿潤化した状態で作業を行う。 ②除去した石綿含有成形板の集積及び積込みに当たっては、高所より落下しないこと、 粉じんの飛散防止に努める。 ③破壊された石綿含有成形板は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスティック袋に入る等飛散防止の措置を講ずる。 (3) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等（6. 5. 3） ①処分は原型のままとし、処分先は監督職員の指示による。 ・石綿含有石こうボード ※埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ②埋立処分（安定型最終処分場）・中間処理（溶融施設） なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議すること。 ③除去した石綿含有成形板を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物と分別して保管するものとし、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿等の保管場所であることを表示を行う。 ④石綿含有成形板の運搬に当たっては、運搬車輛の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 (4) 確認及び後片付け（6. 5. 5） 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃し、監督職員立会いのうえで、除去が十分に行われていることを目視により確認する。 (1) 養生等 石綿含有仕上塗材等（下地調整塗材も含む）の除去 石綿含有仕上塗材等（下地調整塗材は石綿を含まないため除く）の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。作業の汚れ防止のためプラスティックシートを設置する。 (2) 除去工法（施工場所：全ての外壁吹付材・玄関の内壁吹付材、下地調整塗材は除く） 「建築物の改修・解体時における石綿含有成形材から石綿粉じん飛散防止処理技術指針」に記載の粉じん飛散防止に関し隔離措置と同等の措置と判断できる工法により行う。 ・剥離剤併用工具ケレン工法：コンステック AGリムーバー、菊水化学 リムーバーエコ 同工法（生分解性100%低臭な剥離剤、ジクロロメタン（塩化メチレン）を含まない非塩素系剥離剤） ・石綿含有仕上塗材撤去面及び養生プラスティックシートに粉じん飛散防止処理剤を散布する。 (3) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等 保管、運搬については、4「石綿含有吹き付け材の除去」（3）除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。処分先については、監督職員の指示による。 ・埋立処分（・安定型最終処分場・管理型最終処分場）・中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議すること。 (4) 確認及び後片付け 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃し、監督職員立会いのうえで、除去が十分に行われていることを目視により確認する。	7 石綿含有仕上塗材等（下地調整塗材も含む）の除去	（4）確認及び後片付け（6. 3. 4） ①除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。 ②監督職員の立会いのうえで、除去及び封じ込め等が十分に行われたかを、目視により確認する。 ③養生用のプラスティックシートに付着した粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散抑制剤を散布する。 ④壁面等の養生用のプラスティックシートの撤去は、負圧除じん装置を十分に吸引・ろ過した時点又は粉じん飛散抑制剤吹付け後、沈降した時点で行う。なお、シートは、取り外して粉じん飛散を内側にして折りたたみ、プラスティック袋に入れる。 ⑤養生を行っていない足場、仮設材を清掃した後に解体搬出する。 ⑥床養生用ブランディングシートは、粉じん付着面を内側にして折りたたみ、プラスティック袋に入れる。 ⑦養生用のプラスティックシート等の廃棄物は、4 (1) (6)により処理等を行う。 ⑧後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃をする。 (1) 養生等（6. 4. 2） ①石綿含有保温材等の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。 ②作業場の隔離（・行う * 行わない） ※石綿含有保温材等の除去にあたり、搔き落し・破碎・切断による方法の場合は、作業場の隔離を行うこと。 ※作業場の隔離を行う場合は、4「石綿含有吹き付け材の除去」を適用する。 (2) 除去工法（6. 4. 3） * 粉じん飛散抑制剤により湿潤化した後に手はらし・石綿含有吹き付け材の除去による 除去物の処理（* 密封処理（二重袋梱包）・セメント固化） (3) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等（6. 4. 4） 4「石綿含有吹き付け材の除去」（3）除去した石綿等の保管、運搬、処分等による。 (4) 確認及び後片付け（6. 4. 5） 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃し、監督職員立会いのうえで、除去が十分に行われていることを目視により確認する。 (1) 養生等（6. 5. 1） 石綿含有成形板の除去（6. 5. 1~6. 5. 5） <9. 1. 5> 石綿含有成形板の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。 (2) 除去工法（6. 5. 3） ①原則、敷水等により湿潤化した後に手はらしで行い、やむを得ず破壊しなければならない場合は十分に湿潤化した状態で作業を行う。 ②除去した石綿含有成形板の集積及び積込みに当たっては、高所より落下しないこと、 粉じんの飛散防止に努める。 ③破壊された石綿含有成形板は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスティック袋に入る等飛散防止の措置を講ずる。 (3) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等（6. 5. 3） ①処分は原型のままとし、処分先は監督職員の指示による。 ・石綿含有石こうボード ※埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ②埋立処分（安定型最終処分場）・中間処理（溶融施設） なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議すること。 ③除去した石綿含有成形板を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物と分別して保管するものとし、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿等の保管場所であることを表示を行う。 ④石綿含有成形板の運搬に当たっては、運搬車輛の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 (4) 確認及び後片付け（6. 5. 5） 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃し、監督職員立会いのうえで、除去が十分に行われていることを目視により確認する。 (1) 養生等（6. 5. 1） 石綿含有成形板の除去（6. 5. 1~6. 5. 5） <9. 1. 5> 石綿含有成形板の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止のため、養生シート等を用いて囲う。 (2) 除去工法（6. 5. 3） ①原則、敷水等により湿潤化した後に手はらしで行い、やむを得ず破壊しなければならない場合は十分に湿潤化した状態で作業を行う。 ②除去した石綿含有成形板の集積及び積込みに当たっては、高所より落下しないこと、 粉じんの飛散防止に努める。 ③破壊された石綿含有成形板は、湿潤化のうえ、丈夫なプラスティック袋に入る等飛散防止の措置を講ずる。 (3) 除去した石綿等の保管、運搬、処分等（6. 5. 3） ①処分は原型のままとし、処分先は監督職員の指示による。 ・石綿含有石こうボード ※埋立処分（管理型最終処分場） ・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ②埋立処分（安定型最終処分場）・中間処理（溶融施設） なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の指定によりがたい場合は、監督職員と協議すること。 ③除去した石綿含有成形板を現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の廃棄物と分別して保管するものとし、シートで覆う等飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿等の保管場所であることを表示を行う。 ④石綿含有成形板の運搬に当たっては、運搬車輛の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。 (4) 確認及び後片付け（6. 5. 5） 除去作業が終了後、高性能真空掃除機で床等を清掃し、監督職員立会いのうえで、除去が十分に行われていることを目視により確認する。	8 解体後の囲障 (3. 13. 1)	○持ち込み土（山砂の類） ○現場発生の良質土・他現場の現場発生良質土・再生コンクリート砂・リサイクルプランが販売する処理土 (1) 土砂流出の恐れのある部分は、土のう等で処置すること。 (2) 土砂流出の恐れのある部分は、土のう等で処置すること。 ・設置する ○設置しない・工事中の仮囲いを存置 ・開障を設置する場合の仕様等 種別・木杭+ロープ・木杭+番線張り・( ) 高さ H = ( ) 設置範囲・図示・敷地境界全域 ・場外指示の場所に処置・場外撤出適切処理・場外指示の場所に敷き均し ・場内指示の場所に堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は、次の公の関与する埋立地に搬出するものとする。 搬出所: _____の公の関与する埋立地 * 当該工事により発生する建設発生土は、「建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラン又は建設発生土受入れ地（一時たい積を含む）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。 なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の仕様に拘り難い場合は、監督職員と協議するものとする。	9 建設発生土	高さ H = ( ) 設置範囲・図示・敷地境界全域 ・場外指示の場所に処置・場外撤出適切処理・場外指示の場所に敷き均し ・場内指示の場所に堆積 ・当該工事により発生する建設発生土は、次の公の関与する埋立地に搬出するものとする。 搬出所: _____の公の関与する埋立地 * 当該工事により発生する建設発生土は、「建設発生土処分先一覧表」に掲載されている施設のいずれかに搬出するものとする。また、搬出先として、運搬費と受入費（平日の受入費用）の合計が最も経済的になる建設発生土リサイクルプラン又は建設発生土受入れ地（一時たい積を含む）を見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き残土処分に要する費用は変更しない。 なお、工事発注後に明らかになったやむをえない事情により、上記の仕様に拘り難い場合は、監督職員と協議するものとする。	10 施工計画調査 (5. 1. 2)	(1) 特別管理産業廃棄物等とは、特別管理産業廃棄物及び特殊な建設副産物をいい、その種類は次による。これらについて、設計図書及び目録により、施工調査を実施し調査結果を調書にとりまとめ、監督職員に提出する。 特別管理産業廃棄物 ○廃石綿等 ○PCBを含む機器類・PCB含有シーリング材・廃油・廃酸、廃アルカリ 特殊な建設副産物 ○フロン、ハロン等の特定物質・放射性物質・六ふつ化硫黄(SF6)・特定化学物質等 (2) 発注者による調査（発注者調査）で判明している特別管理産業廃棄物等は次のとおりである。 適切に処理すること。また、下記については施工調査結果と共に調査結果（調書）に反映させること ○特別管理産業廃棄物 ①廃石綿等（*無・有（図示）） ②PCBを含む機器類（*無・有（図示）） ③PCB含有シーリング（*無・有（図示）） ④廃油（*無・有（廃油の残油（オイルタンク及び配管内含む）） ⑤廃酸、廃アルカリ（*無・有（図示）） ○特殊な建設副産物 ①フロン等の特定物質（*無・有（バッケージ型空気調和機の冷媒・ルームエアコンディショナーの冷媒） ②放射性物質（*無・有（図示）） ③六ふつ化硫黄(SF6)（*無・有（図示）） ④特定化学物質等（*無・有（図示）） 処分等の必要な特別管理産業廃棄物は、関係法令に従い適切に処分すること。又、施工調査によって判明した箇所も、処分方法等を監督職員と協議し、同様に処分すること。 廃石綿等の処理は、6章「石綿含有建材の除去及び処理」による。 事前調査対象機器は次による。 PVC含有シーリング材の分析調査及び撤去は次による。 ・分析調査箇所数（計 箇所） 分析調査箇所 *図示 ・撤去範囲は、次のとおりし、PVC含有シーリング材はPVCが飛散しないように適当な容器に納め、適切な場所に保管し、調書を作成の上、合わせて監督職員に引渡すこと。 (図示による) 廃棄物焼却施設等の解体方法の指定 解体作業 ・第1管理区域（レベル1）・第2管理区域（レベル2）・第3管理区域（レベル3）・( ) 廃棄物焼却炉からの排出物の処分 品目 最終処分上等の名称 所在地（距離） ・もえがら ・ばいじん 回収及び処分の必要な特殊な建設副産物は、関係法令に従い適切に回収・処分すること。又、施工調査によって判明した箇所も、処分方法等を監督職員と協議し、同様に処分すること。	11 施工調査 (6. 1. 3) <9. 1. 1>	目視及び設計図書等により、あらかじめ事前に次の事項について施工調査を行い、調査結果をとりまとめて監督職員に提出する。 (1) 使用部位の確認 (2) 種別、厚さ等の確認 (3) 使用数量の確認 (4) 施工範囲と工事管理区分の確認 ○石綿含有分析調査（*不要・必要（内容は下記による）） 分析方法 *JIS A1481-1「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による定性分析 分析必要部屋名等（*図示） 分析必要箇所（箇所）

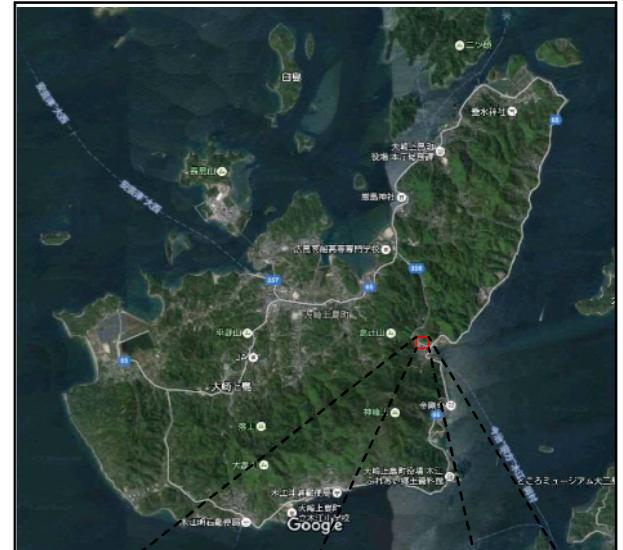
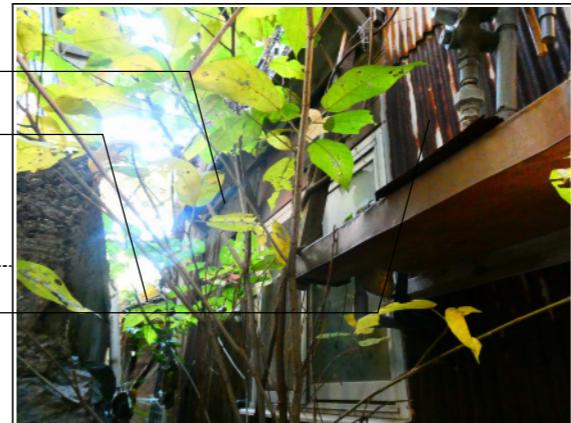
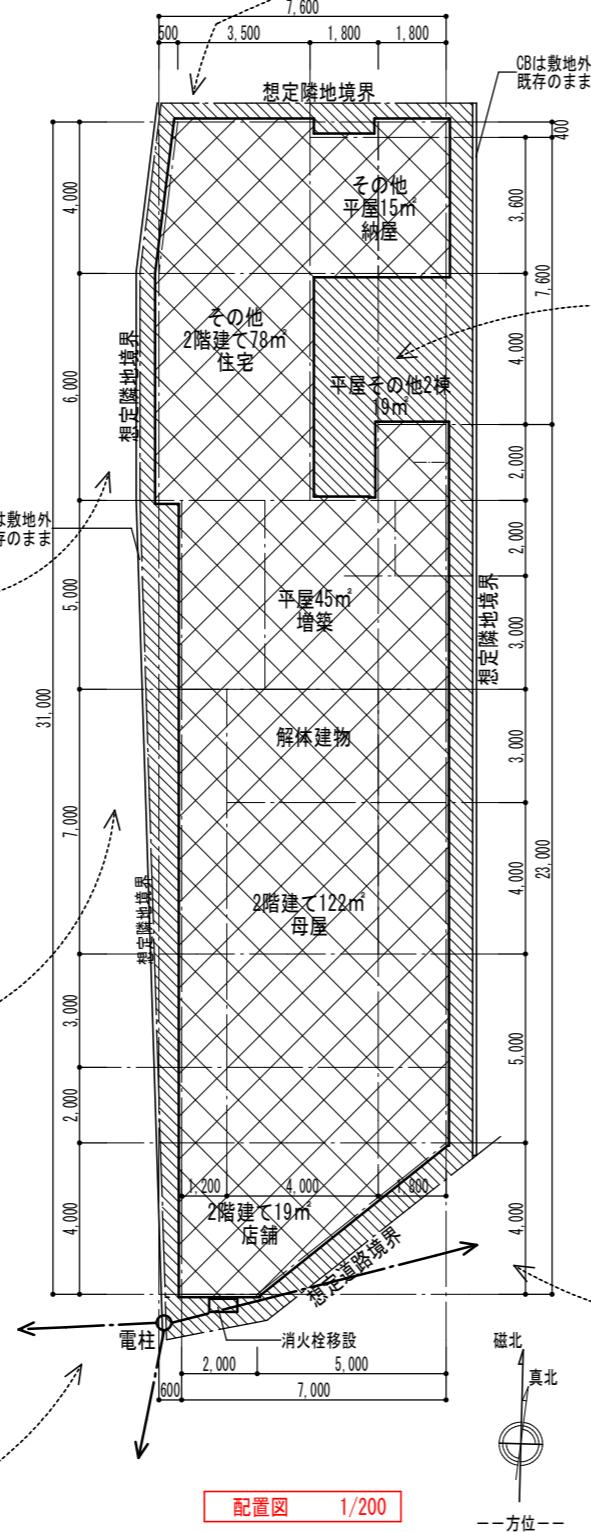
## 特記事項

- ・木造家屋（台帳建物）
    - 2階建て（122m<sup>2</sup>程度） 1F、71.90m<sup>2</sup> 2F、49.58m<sup>2</sup>
    - 2階建て（19m<sup>2</sup>程度） 1F、11.57m<sup>2</sup> 2F、7.43m<sup>2</sup>
    - 平屋2棟（19m<sup>2</sup>程度） 8.26m<sup>2</sup> 9.91m<sup>2</sup>
    - 平屋（45m<sup>2</sup>程度） 44.62m<sup>2</sup>
  - ・その他（台帳にない建物）
    - 平屋（14m<sup>2</sup>程度）
    - 2階建て（78m<sup>2</sup>程度）

一部倒壊し、破損がひどい（周辺へ影響が高い）



- ・建物の老朽が激しく一部は倒壊していることから倒壊防止を行い解体する。
- ・アスベスト含有建材について  
　　波板スレートや石膏ボード等仕上げは年代として含有ありとして処分
- ・残置物は数量として概算で見込み現場状況で増減を行う。
- ・各年代での建設であり基礎について石基礎、RC基礎、C B基礎で見込む  
　　(石基礎は状況により残置する等で増減調整として利用する)
- ・雑草や雑木及びツタは全て伐根撤去、隣地建物とは切断し現場調整とする。
- ・隣地 C B 積みは基本既存のまま、敷地境界周りの外構側溝は現場調整
- ・撤去後は敷地全体を真砂土聖地とする。



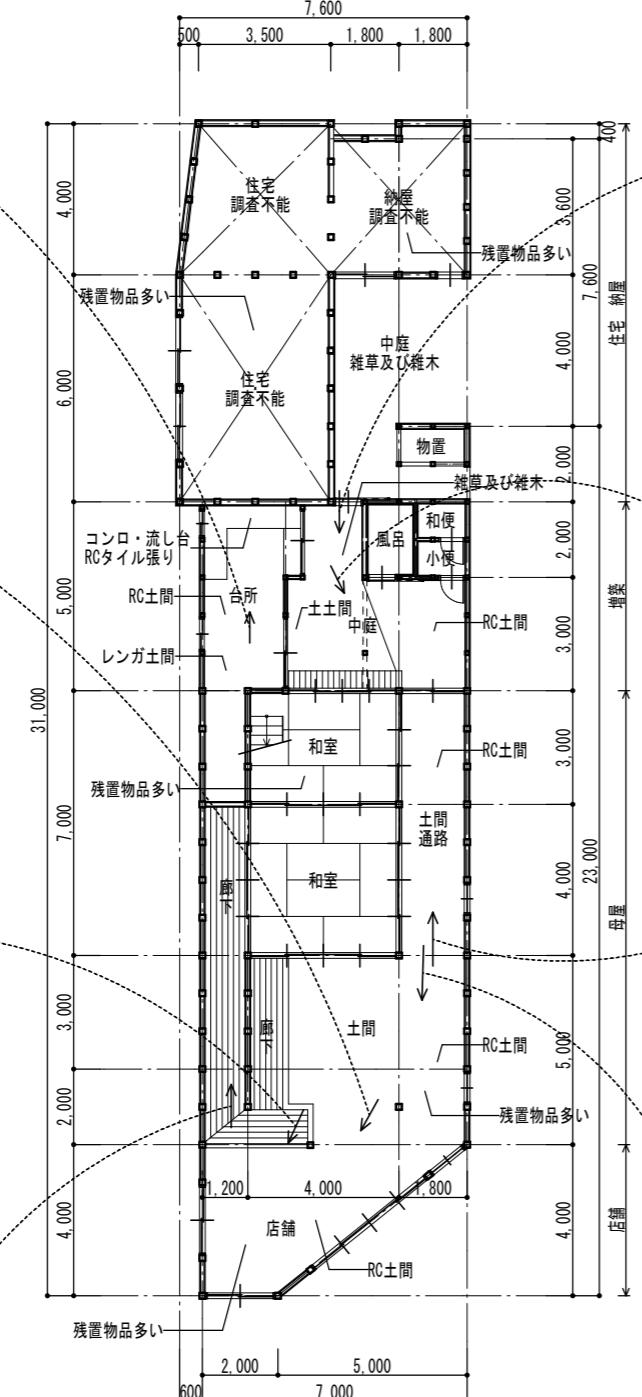
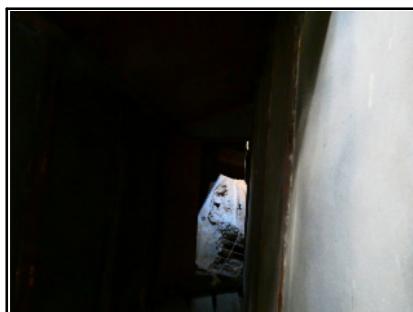
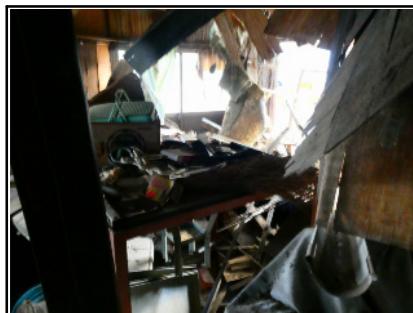
今回撤去建物の敷地は  
道路接続は正面のみとな  
っている。

---

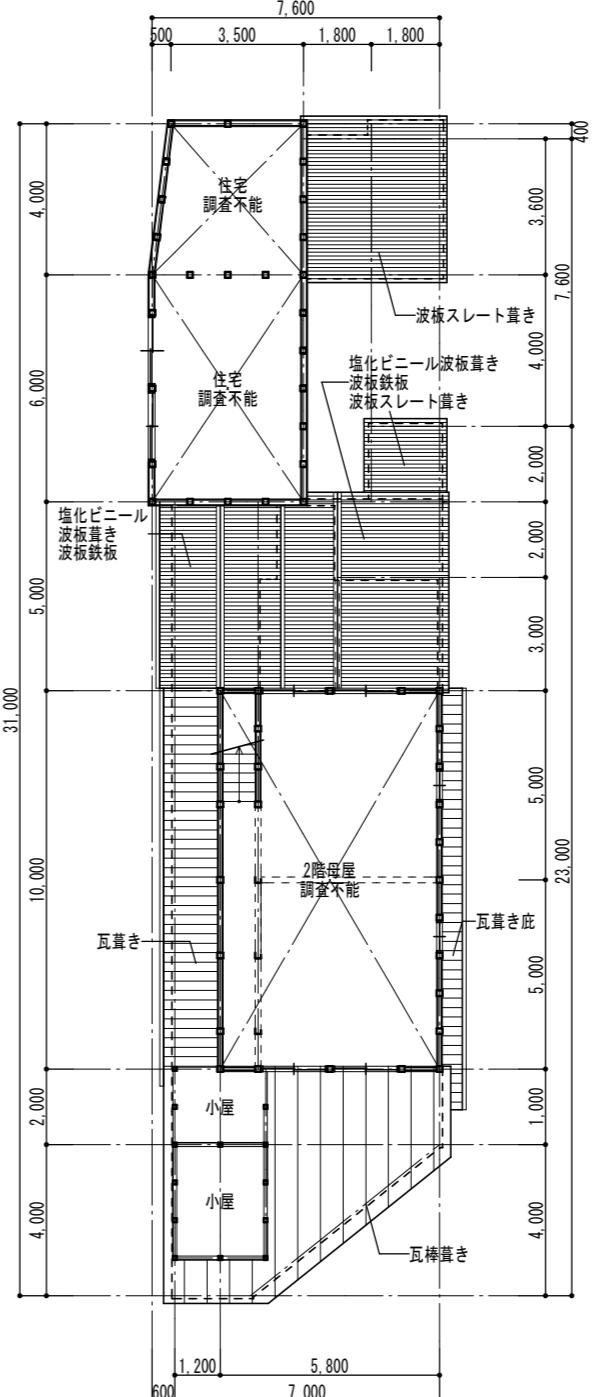
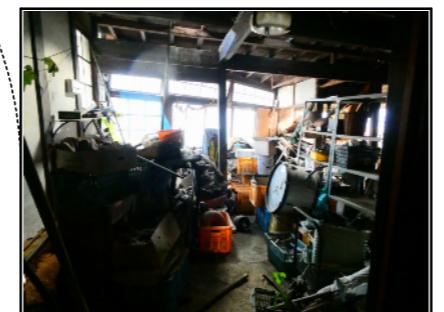
## 凡例・注意事項

- |   |   |
|---|---|
|  | 今回工事 解体建物を示す。   |
|  | 今回工事 解体外構を示す。   |
| 解体床面積   | 約300m <sup>2</sup> (1階200m <sup>2</sup> 2階100m <sup>2</sup> ) |
| ※   | 近隣での工事車両の通行には誘導員配置等を行ない安全に配慮する。                               |

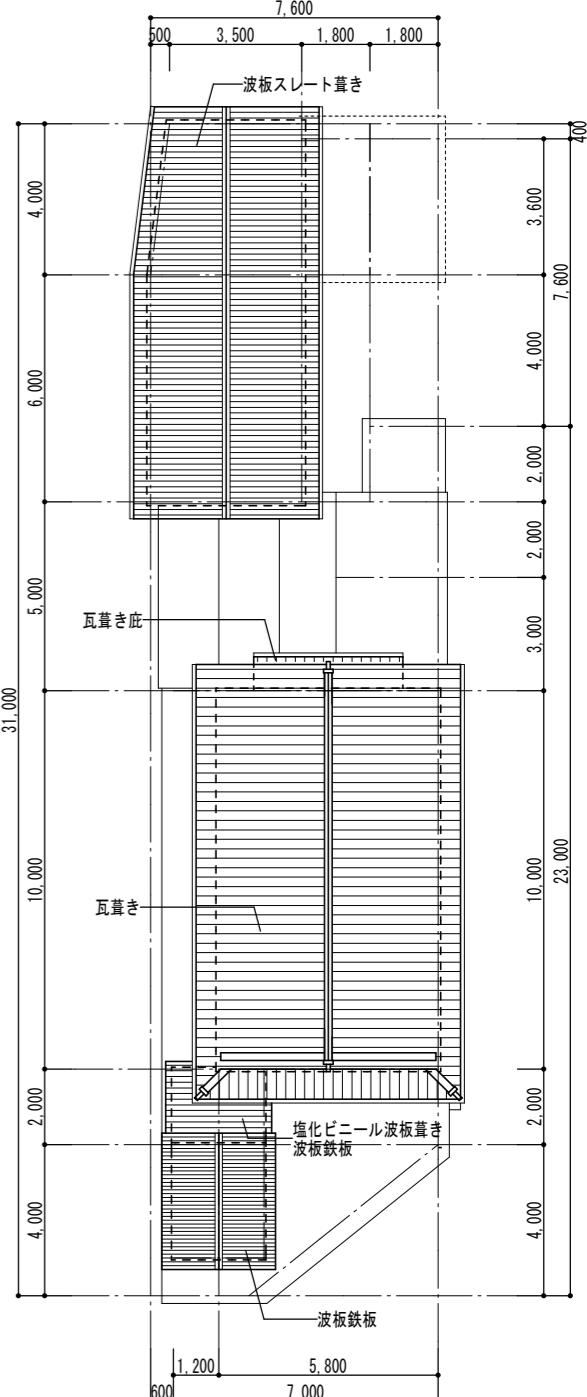
内外仕上表															
A 外部仕上												C 略記号	C B : コンクリートブロック		
床	コンクリート土間仕上げ					屋根	野地板 アスファルトルーフィング 瓦葺 瓦棒葺き	木屋根下地 波板スレート葺き 塩化ビニール波板葺き 波板鉄板	G L	設計グランドライン					
根廻り	石積み CB積み					軒裏	木屋根下地表し		F L	床ライン	< >	材厚・仕上厚			
外壁	土壁漆喰塗、土壁板張り、胴縁組合板張り (波板鉄板まし張り)					豎檻・軒檻	塩ビ豎檻 塩ビ半丸軒檻		△○	コーリング位置		△	仕上見切位置		
B 内部仕上												特記事項			
階数	室名	床	巾木	H	壁	天井	廻縁	天井高	備考	・今回撤去建物は図面がなく現地調査と合わせ古民家や一般住宅を参考に作成した図面です。					
各階 共通	母屋・店舗	コンクリート土間 木床組み下地置敷き・板張り	一部木巾木	100	土壁下地漆喰仕上げ 2階は不明	木天井床下地表し 2階は不明	木廻り縁	2,850 2,450	-	・住戸の老朽は激しく床については、抜けている部分有り、合わせ天井や壁も崩壊している 場所がある。(くさって落ちている) 奥の住宅は2階が倒壊中の状況となっている。					
	増築	コンクリート土間 土土間	-	-	母屋外壁 外壁下地表し CB積み表し	屋根下地表し	-	不明	-	・その他引越しして残置したものは全撤去、外構廻りに多少あり、内部に多くある 電気・給排水設備の照明及給排水管等、住宅として一般的な物とする。					
	住宅・納屋	木床組み合板合板<9>下地 板<12>張り カーペット張り	不明	-	土壁下地漆喰仕上げ	不明	不明	不明	-	・電気、上下水道の接続部の処理は町と協議の上を行う。 ※建物状況で調査不十分であることから数量は係数等により算出、現場の状況で増減を行う。					



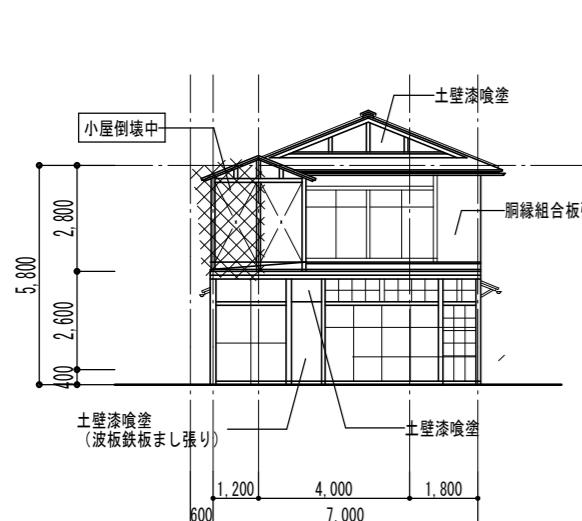
1階平面図 1/200



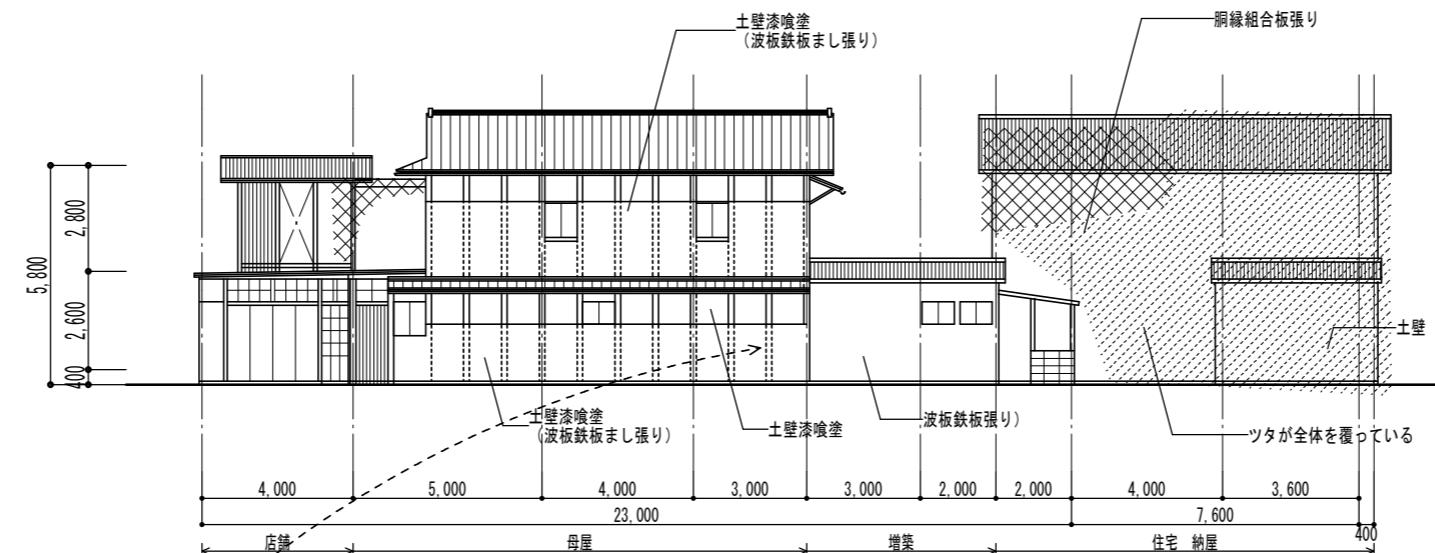
2階平面図 1/200



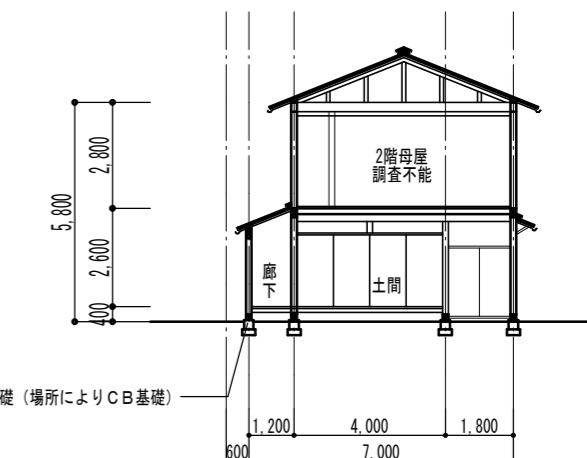
屋根伏図 1/200



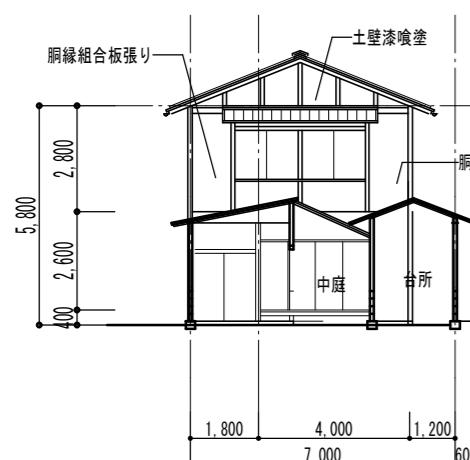
東面立面図 1/200



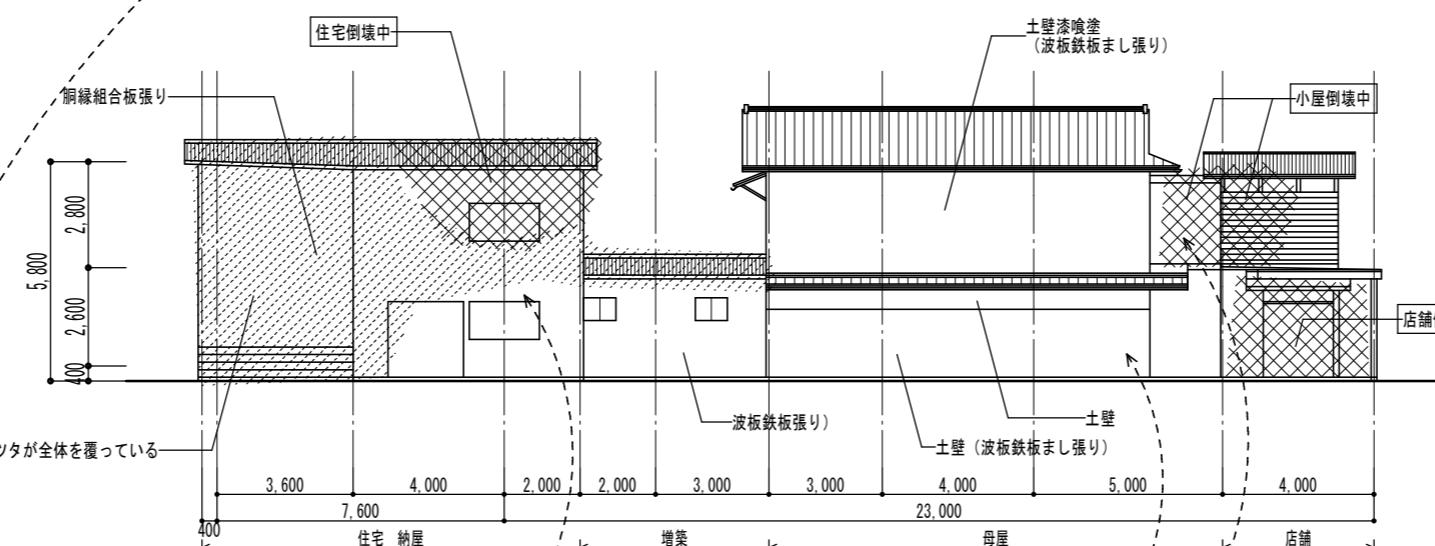
東面立面図 1/200



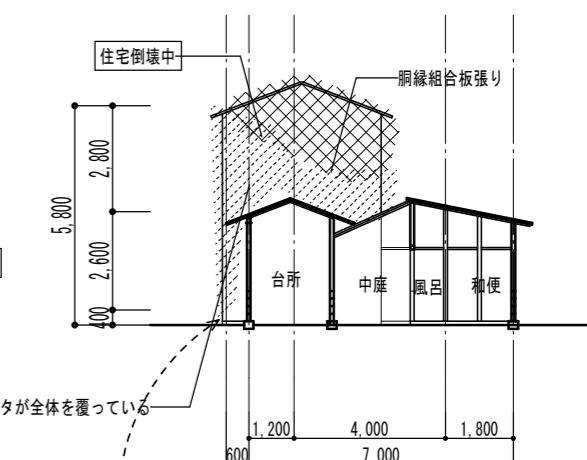
母屋断面図 1/200



北面立面図 1/200



西面立面図 1/200



南面立面図 1/200

